

「森林土木工事共通仕様書・共通特記仕様書・施工管理基準」改定の概要 (平成29年度4月以降(平成29年3月))

主な改定点は以下のとおり。

1 森林土木工事共通仕様書について

(1) 第1編 共通編

①第1章 総則

i. 1-1-19 施工体制台帳の提出

土木工事共通仕様書の改正に伴った施工体制台帳の提出に係る改定

下請の請負代金額3,000万円以上の場合提出 → 下請けがある場合提出

i. 1-1-37 部分使用

山形県建設工事検査関係集「中間検査」の運用の改正に伴った共通仕様書の改定

発注者が契約約款第35条の規定に基づき当該工事に係る部分使用をする場合

山形県建設工事検査規定に基づく中間検査を受ける

→ 監督職員による段階確認を受ける

(2) 第2編 治山編

①第1章 土工

i. 1-3-1 一般事項

(3) 第3編 林道編

①第1章 土工

i. 1-3-1 一般事項

現地の土及び岩の分類の境界について、「資料を検査時に提出」という記載を削除

<参考> 治山：土木工事共通仕様書 林道：林道工事標準仕様書

(4) その他

適用すべき諸基準を基準類の改定に伴い改定

2 森林土木工事共通特記仕様書について

(1) 第1編 共通編

①第2章 一般施工

i. 2-11-1 工名板

工名板の記載例を改定

3 森林土木工事施工管理基準について

土木工事施工管理基準及び規格値の改定に伴い、品質管理基準に「2 プレキャストコンクリート製品(JISⅠ類)」「3 プレキャストコンクリート製品(JISⅡ類)」「4 プレキャストコンクリート製品(その他)」を追加